

19高財政第12号
平成19年4月16日

各 部 局 長
教 育 長
議会・各委事務局長 様
警 察 本 部 長
公 営 企 業 局 長

副 知 事

平成19年度予算の執行方針について（通知）

本年度の当初予算は、「高知県行政改革プラン」に基づいて、人件費の削減をはじめとする行政のスリム化や事務事業の見直しに取り組み、歳出の規模を大幅に圧縮しましたが、歳入面で臨時財政対策債の減少、あるいは県税収入の伸びが全国並みには見込まれないことなどから、およそ193億円の財源不足を生じ、基金の取り崩しや行政改革推進債、退職手当債の借入れといった緊急避難的な措置を講じることで編成しました。

一方で、昨年12月の地方分権改革推進法の制定により、地方分権改革は新たな段階を迎えています。今後の地方交付税の動向などを見通しても、こうした財源不足は当面続くと見込まれるうえ、今後の県内の経済動向によっては、当初予算で見込んでいた財源が確保できないといった事態も予想されます。

このように、本県の財政を取り巻く環境には大変厳しいものがありますが、その一方では、「産業の振興と雇用の拡大による経済の基盤づくり」をはじめとする4つの重要課題に加えて、若年者の雇用対策や医師の確保対策、あるいは少子化対策といった最優先で取り組むべき政策課題など、厳しい選別を経て予算に計上された事業の効果を最大限に発揮させ、県民満足度の向上に確実に繋げていかななくてはなりません。

このため、県の予算の財源が県民の皆様の貴重な税金で賄われていることを改めて認識し、予算をただ漫然と執行するのではなく、個別の事業の執行段階においても、その必要性、妥当性、事業の効果等を見極めるとともに、県民ニーズの高い地域の雇用創出も念頭に置きながら、下記の方針を遵守し、予算の計画的かつ効果的な執行に努めてください。

記

1 予算の計画的・効果的な執行

- (1) 厳しい財政状況も踏まえ、当初予算時に想定していた状況に変化等が生じて大幅な増減が見込まれる場合などは、遅滞なく財政課と協議することで十分な情報の共有を行うこと。
- (2) 事業の効果が最大に、しかも適切な時期に表れるよう、各部局の予算調整責任者及び企画課等を中心に、事業別の執行計画を作成することなどにより進行管理を徹底するとともに、事業の執行に当たっては、以下の点に注意すること。
 - ア 執行計画の策定に当たっては、人事異動や予算見積り段階からの内容の見直しなどにより執行が遅れるケースが多く見受けられるので、前倒しして取りかかるなど、円滑な執行に留意すること。
特に、「産業の振興と雇用の拡大による経済の基盤づくり」をはじめとする4つの重要課題や、若年者の雇用対策や医師の確保対策、あるいは少子化対策といった最優先で取り組むべき政策課題に対応するため予算計上した事業などについては、早期にその効果が発揮されるよう全力で取り組むこと。
 - イ 年度途中での新たな行政需要にも機動的・弾力的に対応できるよう、当初予算の執行計画を工夫すること。
- (3) 公共事業などの投資的経費の執行に当たっては、早期に着手するとともに事業の進行管理を徹底し、県内経済の厳しい状況を踏まえた効率的な執行に努めること。
- (4) 決算特別委員会や監査（包括外部監査人によるものを含む。）による審査結果等を踏まえた適正な執行に留意すること。

2 財源の積極的な確保

- (1) 県税をはじめとする収入未済金の縮減に向けた積極的な取り組みに加え、未利用地等の計画的な売却や広告収入の確保に努めるなど、なお一層の歳入の確保を図ること。
- (2) 国庫支出金等の受け入れ事務については、当該歳出予算の支出時期を見極めたうえで、早期の収入を図ること。
特に、国庫補助金の交付決定などの事務に遅れが目立つものについては、引き続き国に対して早期の対応を要請するなど、適切な措置を講ずること。

3 その他の注意点

- (1) 国の動向によっては、今後、県財政に多大な影響が及ぶことも予想されることから、各部局の予算調整責任者を中心に、積極的な情報の収集と全庁での共有に努めること。
- (2) 地方自治法第221条第3項に規定する公社等の予算についても、この方針に準じた適正な予算執行に努めるとともに、「公社等外郭団体の改革について」（平成16年3月31日及び平成17年3月28日付け公社等改革推進会議会長通知）で示された改革の基本的な方向に沿った見直しが図られるよう、所管課において指導を徹底すること。
- (3) 企業会計の予算についても、この方針に準じて適切に執行すること。

19高財政第13号
平成19年4月16日

各 課 室 長
教 育 長
議会・各委事務局長 様
警 察 本 部 長
公 営 企 業 局 長

財 政 課 長

平成19年度予算の執行等について（通知）

このことについては、「平成19年度予算の執行方針について」（平成19年4月16日付け副知事通知）によるほか、下記事項に注意したうえで予算を執行するすべての職員に周知してください。

記

- 1 歳出予算は、本年度も一部の予算を除き一括配当するので、事業の早期執行に努めること。
- 2 予算執行時に、事業の執行停止や内容の変更、あるいは新たな予算措置や後年度の財政負担を必要とすることが想定される場合には、事前に財政課に協議すること。
- 3 年度途中での一般行政経費に対する新たな行政需要については、各部局で責任を持って対応すること。
- 4 事故繰越は、新たな財源措置が必要となる場合があるため、繰越事業の進行管理には細心の注意を払うこと。
- 5 特定財源を充当する歳出予算は、その財源の収入後に支出するという原則を徹底すること。
- 6 委託料や補助金等で、やむを得ず概算払いを必要とするものも、委託先等の資金需要を見極めつつ、支払いを少なくとも年4回以上に分割すること。
なお、1回の支払い額が500万円以上のものについては、支出時に財政課担当の確認を要するものとする。